

令和7年2月5日
高 齢 福 祉 部
障 害 福 祉 部

18歳以上の中等度難聴者のための補聴器購入費助成事業の対象者の拡大について

1 主旨

令和6年4月から実施している、18歳以上の中等度難聴者を対象とした補聴器購入費助成では、対象者の所得要件を「住民税が非課税世帯に属する者」としているが、課税世帯の方からの問い合わせが多くある。本事業は、中等度難聴者のライフステージに応じた生活の質を高めることを目的とした助成制度であり、区民や団体等からの要望や他自治体の対応状況を踏まえ、令和7年4月から助成対象者を拡大する。

2 現状

- 令和6年4月から12月までに区に問い合わせのあった助成希望者（約650人）のうち、およそ4割（約270人）が課税世帯のため対象外であった。なお、対象外となった方のうち130人は本人非課税であった。
- 住民税非課税世帯を所得要件とする区は、23区中、世田谷区を含め4区となっている。（住民税非課税の方を対象としているのは4区）。令和6年12月時点

3 対象者の拡大等

要件	年齢区分	拡充後	現行
所得要件	65歳以上	住民税が非課税である者	住民税が非課税世帯に属する者
	65歳未満		
	学生 (特例)	住民税所得割額が46万円未満の者	住民税所得割額が46万円未満の世帯
再交付要件※	65歳以上	本事業により助成を受けてから5年以上経過した者	1人1回限り

※65歳未満の方については現行も5年経過後の再交付要件有

4 事業の詳細及び所要経費 別紙のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年2月以降 地区医師会との調整

4月1日 対象者の拡大開始、事業周知（区のおしらせ、チラシ等）

【参考】実績 令和6年12月末時点

	65歳以上	18歳～65歳未満
交付決定数	205件	1件
助成金交付件数	134件	1件

事業の詳細及び所要経費

聴力の低下により周囲とのコミュニケーションがとりにくい中等度難聴者が、適切に補聴器を装用することで聴覚のバリアフリーを進め、就学における人間関係の構築、就労のための円滑な意思疎通や高齢者の認知機能低下の防止など、ライフステージに応じた生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

1 65歳以上の高齢者を対象とした補聴器購入費助成

(1) 助成内容

①対象者

次の全ての要件に該当する者

ア. 世田谷区に住所を有する満65歳以上の者

イ. 中等度難聴（40dB以上）である者（身体障害者手帳（聴覚障害）交付対象者除く）。ただし、身体障害者手帳（聴覚障害）が交付されない片耳の高度・重度難聴者は対象とする。

ウ. 耳鼻咽喉科の医師の診察及び聴力検査の結果により、補聴器の必要性を認められた者

エ. 申請の前年度に住民税非課税である者

②対象機器

管理医療機器としての補聴器本体、付属品（電池、充電器等）

③助成額

50,000円

補聴器購入費総額が50,000円を下回る場合は、その額

④再交付

本事業により助成を受けてから5年以上経過した者

⑤購入先

認定補聴器技能者※が在籍する補聴器販売店

※公益財団法人テクノエイド協会が、補聴器相談医の診断・指導に基づき、補聴器装用希望者の聞こえの状況の把握、適切な補聴器の選定及び適合調整（フィッティング）等を的確に行うため必要な補聴器に関する知識及び技能を修得していることを認定した者。

(2) 所要経費

45,181千円

(内訳)

①助成金：申請見込595名×50,000円＝29,750千円

（特定財源として都補助金1／2※）※東京都高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

i) 課税世帯で本人非課税：申請見込 355 名

- ・一般高齢者（145,000 人）×25%（課税世帯で本人非課税）×0.73%（中等度で購入見込）
×65%（申請率）≒170 名
- ・要介護者（42,000 人）×25%（非課税世帯で本人非課税）×2.7%（中等度で購入見込）
×65%（申請率）≒185 名

ii) 非課税世帯

申請見込 240 名（令和 6 年 9 月見込みの状況（月 20 名）が通年続くと想定）

②事務費：15,431 千円

- ・コールセンター、受付審査等業務支援委託 15,200 千円（都補助対象外）
- ・消耗品費、郵便料 231 千円

2 18歳以上65歳未満の者を対象とした補聴器購入費助成

（1）助成内容

①対象者

次の全ての要件に該当する者

- ア. 世田谷区に住所を有する 18 歳以上 65 歳未満の者
ただし、65 歳未満で本事業による補聴器助成を受けた者は 65 歳以降も引き続き助成対象とする（区内在住者）
- イ. 中等度難聴（40 dB 以上）である者（身体障害者手帳（聴覚障害）交付対象者除く）。ただし、身体障害者手帳（聴覚障害）が交付されない片耳の高度・重度難聴者は対象とする。
- ウ. 耳鼻咽喉科の医師の診察及び聴力検査の結果により、補聴器の必要性を認められた者
- エ. 申請の前年度に住民税非課税である者
- オ. 助成を受けようとする対象者が大学等に在籍中の場合、対象者の住民税所得割額が 46 万円未満であること（学生への特例）

②対象機器

管理医療機器としての補聴器本体、付属品（電池、充電器等）

③助成額

- ア. 50,000 円
ただし、補聴器購入費総額が 50,000 円を下回る場合は、その額。
- イ. 医師が装用による効果が高いと認めた側の耳に装用する補聴器を購入する費用とする。また、医師が必要と認めたときは、両耳に装用する補聴器の購入費用をそれぞれ助成する。
- ウ. 助成の対象費用は、初めて補聴器を購入する際に要する費用又は 5 年の耐用年数を経過したことにより再度、補聴器を購入する際に要する費用とする。修理の助成は行わない。

④購入先

認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店

(2) 学生への特例

大学等の在学者については、言語の習得や発達支援を目的とする「中等度難聴児発達支援事業」から継続して支援が受けられ、学業に専念できるよう以下のとおり助成内容を拡充する。

① 対象者

高等学校、専門学校、大学、大学院等に通学する学生（住民税 所得割額が46万円未満の者）

② 助成額

- ア. 中等度難聴児発達支援事業と同様の助成内容（30dB以上）とし、助成額は補助基準額137,000円と補聴器購入費用を比較して、少ない方の額に10分の9を乗じた額とする。ただし、生活保護世帯又は住民税非課税の者は、補聴器購入費用を比較して、少ない方の額に10分の10を乗じた額とする。
- イ. 医師が装用による効果が高いと認めた側の耳に装用する補聴器を購入する費用とする。また、医師が必要と認めたときは、両耳に装用する補聴器の購入費用をそれぞれ助成する。

(3) 所要経費

2,492千円（特定財源なし）

（内訳）

・ 学生以外

申請見込3名×100,000円（両耳）＝300千円

令和6年4月～9月末までの助成金交付件数(1件)から想定

・ 学生

申請見込8名×274,000円（両耳）＝2,192千円

中等度難聴児発達支援事業による助成後に18歳以上となっている人数から想定

補聴器購入費助成事業全体イメージ

d B (目安)	難聴度	支援制度		
		子ども (18 歳未満)	18 歳以上 65 歳未満	高齢者 (65 歳以上)
0～	—			
25～	軽度			
30～ (ささやき声)				
40～ (日常会話)	中等度	中等度難聴児発達支援事業 ・ 18 歳未満 ・ 基準額 137,000 円 両耳の場合 274,000 円 教育上又は生活上配慮を要するとして認めた場合 ・ 原則 1 割負担 ・ 世帯に区民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は対象外（扶養 0 人で年収 1,200 万円相当） ・ 非課税世帯、生活保護世帯は基準額以内の自己負担なし ・ 5 年に 1 回申請可	学生の場合 ・ 基準額 137,000 円 両耳の場合 274,000 円 ・ 原則 1 割負担 ・ 区民税所得割額が 46 万円以上の場合は対象外 ・ 生活保護世帯、住民税非課税者は基準額以内は自己負担なし ・ 5 年に 1 回申請可	・ 補助額 50,000 円 (両耳の場合 10 万円) ・ 本人非課税のみ対象 ・ 50,000 円以内は自己負担なし ・ 5 年に 1 回申請可
70～ (電話のベル)	高度	障害者総合支援法による補装具費の支給 ・ 身体障害者手帳（聴覚）2～6 級の方 ・ 原則 1 割負担で収入に応じた負担上限 ・ 非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし ※障害者は、世帯（本人、配偶者）に区民税所得割額が 46 万円以上の方がいる場合は対象外		
90～ (カラオケ店)	重度			

65 歳未満から継続有